

普通預金（子ども口座）、普通預金（なごやめし子ども口座）追加規定

2026年7月21日現在

1.（追加規定の適用範囲等）

- （1）本追加規定は、普通預金（子ども口座）、普通預金（なごやめし子ども口座）をご利用いただく場合の事項を定めるものです。
- （2）本普通預金は、「普通預金規定」「無通帳口座」「スマート通帳口座」に関する特約「なごやめし支店取引規定」等に加え、次条のとおり取り扱います。

2.（預入対象者）

ご利用いただける親権者さまは、下記①のすべてに該当する方です。

ただし、②のいずれかに該当する方はご利用いただけません。

①ご利用いただける方

- ア. 親権者さまご自身と、お子さま（口座名義人）のマイナンバーカードをお持ちの方
- イ. 口座名義人となるお子さまの年齢が14歳以下の方
- ウ. 親権者さまとお子さまの住所が同じで、マイナンバーカードに記載されている住所も同じ方
- エ. 親権者さまとお子さまの姓が同じで、マイナンバーカードに記載されている姓も同じ方

②ご利用いただけない方

- ア. マイナンバーカードの住所・氏名の変更手続きをされていない方
- イ. マイナンバーカードの有効期限が切れている方
- ウ. マイナンバーカードの氏名にアルファベットが含まれる方
- エ. 日本国外に居住の方
- オ. 税務上の居住地が日本のみでない方
- カ. 外国政府等において重要な公的地位にある方またはあった方とそのご家族
- キ. 日本以外の国籍を有する方
- ク. その他当行所定の条件を満たさない方

以上